

TEL03-3268-7170 本相談室へのご相談には下記メール

keiei-soudan@tcs.w.tvac.or.jp をご利用ください。

障害者自立支援事業移行に伴う会計処理に係るご相談への都の回答

このことについて、本経営相談室にご相談があり、宮内会計専門相談員の回答(下線部分)をふまえ、東京都所管課(指導調整課)に照会した結果、以下のご回答(下線がない部分)をいただきましたので、参考にしてください(以下の相談は、相談事案に基づくフィクションです)。(全3枚)

【相談その1】

当施設は、H21.4に従前1つの施設(知的入所更生施設)であったものが新事業体系へ移行し、夜間対応の「施設入所支援」と日中活動部門「生活介護」「自立訓練(生活訓練)」「就労B型」の4部門に分かれました。この場合、経理区分の設定とこれに伴う貸借対照表作成の要否についてお教え下さい。

施設の退職金制度は「東社協従事者共済会」の退職金給付制度に加入しており、事業者負担分をその他固定資産(預け金)と退職給与引当金に計上してきています。職員の平成20年度分までの退職給与引当金はどのように処理すればよいのでしょうか。平成21年度からのスタートなので、0からスタートすればよいのか、また、「施設入所支援」「生活介護」「自立訓練(生活訓練)」「就労B型」へ配属になった職員の引当金分はすべて移行すればよいのか教えてください。職員の人事異動もある中での貸借対照表の表記をどうしたらよいのでしょうか。

【回答】

ア ご照会の上記事業は、定款上①障害者支援施設の経営②障害福祉サービス事業の経営と記載されていると思われますが、「施設入所支援」「生活介護」「自立訓練(生活訓練)」「就労B型」の各サービス毎に経理区分を設定することは必要になります。

また、社会福祉法人会計基準においては経理区分毎の貸借対照表の作成の必要の有無については明記されておりませんが、貸借対照表を経理区分毎に作成していないと確認できない事項があります。

さらに「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」(平成18年10月2日付、厚生労働省社会・援護局長通知)においては、別紙6において貸借対照表内訳表が示され、作成することができるかとされています。原則的に、指導検査においては、貸借対照表を経理区分毎に作成することが望ましいという指導を行います。

以下では、上記内容でそれぞれ貸借対照表を作成するとした場合にどのように会計処理上対応するかについて説明を致します。

まず、各事業に従事する職員の方の平成21年3月31日における退職給与引当金残高を集計することによって、期首のそれぞれの事業の貸借対照表上の退職給与引当金残高を確定します。上記確定した事業毎の職員のための掛金を支払った場合に、該当する経理区分において費用及び支出を計上する必要があります。

1箇所の経理区分において一括で支払いを行っている場合には資金の支出されていない経理区分では自らの負担すべき支出額を退職共済掛金(措置施設や保育所は雑費(事務費))として処理し、資金は借りて手当てしたという会計処理をする必要があります。

《A経理区分》

(借方) 退職共済掛金 800 (貸方) 現金預金 1,000

(借方) B経理区分貸付金 200

《B経理区分》

(借方) 退職共済掛金 200 (貸方) A経理区分借入金 200

精算時の会計処理としては、

《A経理区分》

(借方) 現金預金 200 (貸方) B経理区分貸付金 200

《B経理区分》

(借方) A経理区分借入金 200 (貸方) 現金預金 200

基本的には、繰入金収入及び繰入金支出という収支計算及び事業活動計算科目を用いることをせず、資金の貸借関係を処理することになります。

また、貸借対照表が別個に作成されている事業間において職員が異動した場合には、年度の途中において掛金等の処理を実施した上で、異動時の退職給与引当金残高を以下の仕訳によって処理することになります。

《異動元》

(借方) 退職給与引当金 ××× (貸方) 退職共済預け金 ×××

《異動先》

(借方) 退職共済預け金 ××× (貸方) 退職給与引当金 ×××

イ この期首貸借対照表の残高確定の作業の中で一番大変なのが、移行時特別積立金が存在している場合の金額の各事業毎の残高の確定方法です。

旧体系から新体系へ移行した場合の移行時特別積立金及び前期繰越活動収支差額の按分方法について、明確な方法を示している通知は存在しません。

よって、按分する場合には、法人・施設が合理的な基準に基づいた按分方法により会計処理していただくこととなりますが、指導検査においては、公正・妥当であると判断される処理を行っていただいているのであれば特段の問題はないと考えます。

なお、期首の貸借対照表を前年度末の状況からきちんと引き継ごうとすると、一旦繰越を行った後に、他の経理区分に移し替えるべき金額について、資産・負債・純資産毎に移動する訳ですが、その場合に前期繰越活動収支差額に関しては事業活動計算書を経由しないと勘定科目の整合性がとれないこととなります。

そこで、期首においてはそれぞれ前年度の貸借対照表を分割して振り分けた上でスタートしたとする方法も許されるでしょう。この場合には、貸借対照表の重要な会計方針において、法律の創設・変更に基づいて経理区分を新たに設定して会計処理をスタートさせた旨記載する必要があるでしょう。

【相談その2】

障害者自立支援対策臨時特例基金(以下「基金事業」という。)を活用して行われる特別対策事業における緊急経過措置として行われる「障害者自立支援基盤整備事業」等に係る収入の勘定科目処理についてお教え下さい。

社会福祉法人会計基準においては、障害者自立支援法施行に伴う勘定科目について、平成19年2月20日の勘定科目改正通知(雇児発第022001号)及び平成19年4月4日付け事務連絡により改正されているところであります。

前述の基金事業には「激変緩和措置」と「緊急経過措置」の二つがあり、このうち「激変緩和措置」については、事務連絡の1の②「特別対策としての基金事業による収入補填に係る収入」に該当し、新設された「(中区分)その他の補助金等収入」で処理することであると解されます。

ところで、「緊急経過措置」のうち基盤整備事業に係る補助金収入の中区分収入科目は以下のいずれが妥当でしょうか。東京都加算も含まれていることから③でしょうか？

- ①「(大区分)補助事業等収入」、「(中区分)その他の補助金等収入」、「(小区分)緊急経過措置分」
- ②「(大区分)補助事業等収入」「(中区分)補助事業収入」、「(小区分)緊急経過措置分」
- ③「(大区分)施設整備等補助金収入」、「(中区分)施設整備補助金収入」、「(小区分)緊急経過措置分」

回答

「障害者自立支援法に基づく補助金等による事業に係る会計処理について」(平成19年4月4日付事務連絡)3の「勘定科目の詳細説明」には、【「(中区分)その他の補助金等収入」においては、社会福祉法人減免に対する補助など、事業者の特定の支出を伴わない収入補填としての収入を処理することとする。】とあり、具体的に考えられるものとして、

- ①地方公共団体が独自で実施している利用者負担軽減、事業者減収補填
- ②社会福祉法人減免に対する補助
- ③特別対策としての基金事業のうちの、事業運営円滑化事業及び通所サービス利用促進事業があります。

しかし、上記「緊急経過措置」については以下の部分に該当すると考えられます。

【なお、特別対策としての基金事業のうち「事業者コスト対策」については、「(中区分)補助事業収入」により処理されたい。】

よって、「(大区分)補助事業等収入」・「(中区分)補助事業収入」・「(小区分)法人・施設等の任意により設けた勘定科目」となります。

また、同補助金により固定資産取得に係る支出があった場合、国庫補助金等特別積立金に計上する必要があります。

<本経営相談室へのメール相談のご案内>

東社協の初期画面(ホーム)⇒左上の「経営相談」をクリック⇒「相談専用メールはこちらから」をクリック⇒メール画面が立ち上がります